

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和順共生会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。（職員と兼務している理事は除く。）
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給方法)

第6条 役員等の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度、遅滞なく支払うものとする。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の同意があるときは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は令和5年6月22日の定時評議員の議決日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理 事

	日 額 (税抜き)
理事会・評議員会等への出席	5, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円

(2) 監 事

	日 額 (税抜き)
理事会・評議員会等への出席	5, 000円
監事監査等への出席	5, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円

(3) 評議員

	年 額 (税抜き)
評議員会への出席	5, 000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 000円

別表2 費用弁償

事 項	費用弁償額
出 張	職員旅費規程による
その他の職務執行必要経費 (研修会参加費、資料代等)	職務執行に必要な額